

図書館だより

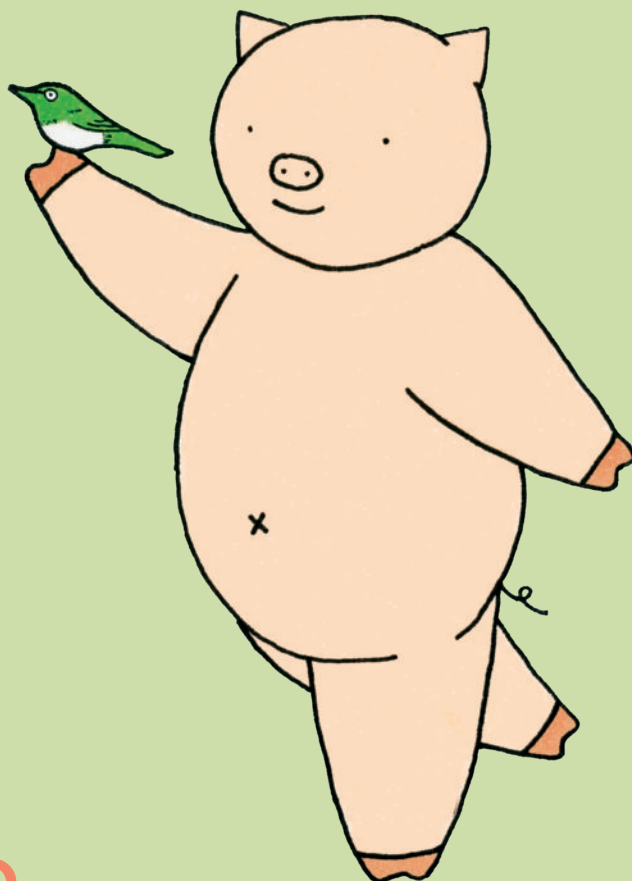
1

vol.37

北海学園大学附属図書館報 第37巻1号（通巻210号） 2015-4-1

法律家の仕事、養成

大学院法務研究科教授 矢吹徹雄



私が薦めるこの1冊

経営学部准教授 大石雅也

図書館職員 川田裕之

オーストリア図書館紀行

人文学部教授 安酸敏真

続 中井龍の
てなもんや中国留学記



法律家の仕事、養成

文＝矢吹徹雄

(やぶき てつお／大学院法務研究科教授・法務研究科長・弁護士)

「法律家」にどのような仕事をしている人を含めるかについて合意があるわけではありません。しかし、少なくとも「裁判官」「検察官」「弁護士」を含めることは一致しています。ただ、この人たちがどんな仕事をしているかは何となく分かったようで分かりません。テレビドラマや推理小説に出てくる法律家は、作者が法律家であっても架空の国の法律家で現実の法律家とは異なります。また、法律家の仕事は国によって異なる部分もあります。ここでは、わが国の法律家の仕事、法律家になる方法について簡単に紹介します。

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所があり、裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事がいます。最高裁判所長官と最高裁判所判事は、最高裁判所で裁判をするとともに司法行政を司ります。裁判所の組織の運営や事務を行政庁が司ると裁判の独立が侵害される恐れがあるので裁判所の運営は裁判所自身が行っています。最高裁判所には、長官を含めて15人の裁判官がいて、その全員で大法廷を構成し裁判をする場合と、5人の裁判官で構成する小法廷で裁判をする場合があります。最高裁判所長官及び最高裁判所判事の任命資格は「識見の高い、法律の素養のある年齢40年以上の者」で、最高裁判所長官は内閣の指名で天皇が、最高裁判所判事は内閣が任命します。法律の解釈は人によって異なるので、政府は政府に都合の良い者を最高裁判事に任命することがあります。そこで、ふ

さわしくない者が任命された場合にこれを排除するため国民投票制度が設けられています。高等裁判所長官及び判事の任命資格は、司法修習生の修習を終了して通算して10年以上判事補、簡易裁判所判事、検察官、弁護士、裁判所調査官、司法研修所教官または裁判所職員総合研修所の教官にある者あるいは、10年以上法律で定める大学の法律学の教授または准教授にある者です。判事補の任命資格は、司法修習生を終了した者です。簡易裁判所判事の任命資格は、判事の職に合った者あるいは、判事補、検察官、弁護士、裁判所調査官、裁判所事務官、司法研修所教官、裁判所職員総合研修所教官法務事務官または法務教官、法律で定める大学の法律学の教授、准教授の職に通算して3年以上あったものあるいは多年司法事務に携わり選考試験に合格した者です。

高等裁判所長官は、高等裁判所で裁判を行うとともに司法行政事務を行います。判事と判事補は、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所で裁判を行うとともに、最高裁判所の事務局で、あるいは高等裁判所の事務局長、地方、家庭裁判所の所長として司法事務を担当したり、司法研修所教官、最高裁判所調査官として働くこともあります。高等裁判所では、3名（例外的に5名）の判事の合議で裁判を行います。地方裁判所や家庭裁判所では合議で裁判をすることもありますし、一人で裁判をすることもあります。判事補は、単独で裁判をできないことになっていますが、現在は、判事補の職権と特例等に関する法律で5年以上になる者は特例判事補として単独で裁判をでき

ます。簡易裁判所判事は、簡易裁判所で一人で裁判に当たります。

裁判所で裁判をする事件には多種多様なものがありますが大きく分けると、国家が人に対し刑罰権行使する刑事裁判、人と人との間の紛争を解決する民事裁判があります。民事裁判の中には、国や地方自治体と人との間の紛争を処理する行政事件、人と人との間の紛争でも家庭に関わる紛争を解決する家事事件があります。わが国では、刑事事件では検察官が起訴をして初めて刑事裁判が始まります。民事事件では、誰かが訴える（あるいは申し立てる）ことで初めて裁判が始まります。刑事事件では、検察官が提出した証拠を調べ、裁判官は、被告人が検察官が主張する罪を犯したか否かを判断し、刑を言い渡します。この裁判に、裁判官以外の国民が加わるのが裁判員裁判です。下級審裁判所（最高裁判所を除く裁判所）では多くの場合、裁判官の仕事は、検察官が提出した証拠で被告人が検察官の主張する行為をしたと認めることができるかという事実認定とどのような罰を科すかを定める仕事となりますが、時には、検察官が主張する事実が認められても、それが、法律の定める犯罪に該当するか否かという法律の解釈の問題も生じます。民事事件でも、原則として、裁判官は、当事者の主張した事実および提出した証拠によって、原告の権利が認められるか否かを判断することとなります。例えば、原告が怪我をして被告に損害賠償を請求する場合、原告が被告の行為で怪我をしたのか、誰か別な人に怪我をさせられたのかという事実認定、被告の行為で怪我をしたとして被告に不注意（過失）があったのか否かという事実の評価が問題となります。しかし、法律をどのように解釈すべきかという解釈論が問題となることがあります。従って、裁判官は法律の解釈の専門家であるだけでなく、証拠から事実を認定し、評価できる人でなければなりません（裁判員裁判の場合は、裁判員も同様です）。ただ、裁判官は刑事事件では、証拠から被告人が罪となるべき事実を行ったと確信できないときは、被告人を無罪にすれば良く、民事事件では、その事実は認められない（証拠から金を貸した事実について確信を抱けない場合は金を貸した事実は認められない）として裁判

すれば良いことになっています。

検察庁には、最高検察庁、高等検察庁、地方検察庁、簡易検察庁があり、検察官には検事総長、次長検事、検事長、検事、副検事という種類があります。検事総長は最高検察庁の長として全ての検察庁の職員を指揮、監督します。次長検事は最高検察庁に属し、検事総長を保佐します。検事長は高等検察庁の長として高等検察庁及びその管内の検察庁の職員を指揮します。検事は、犯罪の捜査、起訴、公判の維持をするだけでなく、検事正、上席検察官として検察行政に関わります。検察官の任命資格は司法修習生の修習を終わった者、裁判官の職にあった者、3年以上法律で定める大学の法律学の教授、または准教授の職にあった者、副検事です。副検事は、犯罪の捜査、起訴、公判の維持に当たり、簡易裁判所判事になる資格のある者、その他公務員の職に合って選考試験に受かった者から選任されます。最も検事の中には、法務省で、国の代理人として働く訟務検事もいます。検察官は、刑事事件では、警察とともに犯罪の捜査をし、被疑者を起訴するか否か決定し、起訴した場合は、裁判で被告人を有罪とするために証拠を提出するなどの活動を行います。

弁護士は一人で事務所を開設することも可能ですし、何人かで共同事務所を開設したり、他の事務所に属して働いたり、企業、自治体に雇われて働くこともあります。弁護士になる資格は、司法修習生の修習を終えた者ですが、いくつかの例外があります。弁護士として仕事をするためには、地方裁判所の管轄ごとに設立されている弁護士会を経て日本弁護士連合会に備えた弁護士名簿に登録する必要があります。弁護士は刑事事件では、弁護人として、被疑者及び被告人のために弁護活動を行います。検察官が提出する証拠を検討し、その証拠では、被疑者・被告人が犯罪を犯したと認定することはできないと指摘するのが仕事です。積極的に真犯人を捜したり、被告人が無罪であることを証明するまでの必要はありません。このほかに、被告人が罪を犯したとしてもその精神状態から刑罰を科すことができないとか、量刑について主張・立証をします。その中には、被害者と示談をして被害者の被告人に対する悪感情をなだめると

ということもあります。民事事件では、依頼者の代理人として相手方と交渉したり、訴訟代理人として訴えを提起したり、主張をし、証拠を提出します。また、裁判所から任命されて、破産管財人、後見人等として活動することもあります。

裁判官や検察官は公務員ですので担当する事件を選べませんが、弁護士は、一人で事務所を経営している限り仕事を選ぶことができます。事務所に来た依頼者の話を聞き、納得できなければ事件を引き受けないこともできます。弁護士は一人で事務所を経営しているときは、自営業者ですので法律家としての能力だけでなく営業的能力によって収入が左右されます。

検察官は、仕事をするに当たって、上司の指揮命令を受けますが、裁判官は、裁判に当たって、誰かの指揮命令、指示を受けることはありません。もちろん合議体で事件を処理するときは、その構成員の間で意見が分かれたときに合議体の多数決に服することになりますが、単独で事件を処理するときはそのようなことはありません。弁護士は、自分一人で事務所を開設し、一人で依頼者から事件を受任している場合は、上司が存在しないので上司の指揮命令は考えられません。

裁判官は、当事者の主張及び提出した証拠に基づいて、自分が法であると考えた規範に従って、事実を認定し、評価し、判断をします。その判断は、1 審の判断であっても当事者や社会に大きな影響を与えます。検察官も弁護士も裁判の場では、裁判官を納得させるだけの法律の解釈を提示し、裁判官にその法律を適用するに必要な事実があったことを確信させるだけの証拠を提出するのが仕事となります。1 件の訴訟で裁判官を説得できなくても同種の事件を繰り返すことで社会を説得し、裁判官の考えを変えていくことができます。

裁判官、検察官、弁護士になる資格の中で原則的なものは、司法修習生の修習を終えた者です。修習生になるには、司法試験に合格する必要があります。司法試験の受験資格は、法科大学院修了か予備試験合格です。法律家としては法律学以外の知識も必要ですが、司法試験の対象は法解釈学です。法解釈学は、実験の学問でないので自分一人で勉強することも可

能です。でも、自分一人で勉強をすると思わぬ落とし穴に落ちることもあります。やはり、徒然草に「先達はあらまほしき事かな」と書かれているように先達は有った方が良いです。その意味では法科大学院で勉強することが法律学を身につける早道という事になります。法科大学院に進学するには、大学を卒業し、適性試験を受ける必要があります（適性試験は毎年5月に行われます）。

大学は法学部である必要はありません。日本の大学の法学部は、法律家の養成を目的としていません。最初の法学部ができたときは、官僚養成が目的であったかも知れませんが、法学部法律学科の目的は、法とは何か、何が法かを研究、教育する場です。その結果、学生は法的思考方法を取得することとなります。法的思考方法を身につけると、制度や組織を動かしたり、紛争を合理的に解決できるようになります。それ故に、会社や行政庁では法学部出身者が重宝されています。

日本の法科大学院制度はアメリカの制度のまねですが、アメリカの大学には法学部はなく、法律学以外の多種多様な学問を専攻してきた学生が法科大学院に入学し3年間かけて一から法律学を勉強します。日本でもこれをまね、法科大学院を3年とし、そこには大学で様々な学問を勉強したり社会経験を積んだ者が進学し、一から法律学を学び法律家の幅が広がることを期待しています。ただ、法学部を廃止しなかったのも、入学までに法律学を勉強して知識がある者については既修者として2年間で終了できることとしました。このように法科大学院は、法学部の続きでなく、独自の法律家養成機関と考えられています。既に述べたように、法律家の仕事は、事実を認定し、評価をし、法を解釈し法を適用して結論を出すことです。検察官や弁護士も自分なりの結論を出し、それを裁判官に示し、裁判官を説得し、裁判官に同じ結論に達してもらう仕事をします。法の解釈は人によって異なります（法律学を勉強した人は、条文の解釈が分かれていることを知っていると思います。また、最高裁判決には、反対意見を記載することが許されています。）。法が社会統制の道具であることから、法の解釈には社会及びその構成員についての深い洞察が必

要となり、法律学以外の知識も必要となります。医療過誤、建築の瑕疵、交通事故を巡る紛争などでは、医学、建築学、工学などを理解する必要があります。特に弁護士は、医学や建築に関する事項を素人である裁判官に納得してもらえるよう説明する必要があり、そのために専門家の協力を得ているとは言え、弁護士自身が基礎的な知識を身につけていることが役に立ちます（原子力発電所の運転に関する問題等では、自然科学、工学の世界でも学説の対立があり、政府は自己に都合良い学者のみを有識者として集めて議論しているにすぎません。裁判では、安全を主張する側、安全でないと主張する側がそれぞれ、どれだけ素人である裁判官を納得させる主張、証拠を出せたかで判断がなされます。素人だから

判断できないというのは、実は、良く理解していない自称専門家が素人に説明できないことの言い訳であり、学生が馬鹿だから講義を理解しないという大学教授の言い訳と同じです。自称専門家には大学教授が多くいます。）。また、会社更生、民事再生事件を扱うときは、会計学の知識や経営についての基本的知識があることが役に立ちます。そうして、そもそも法が社会統制の道具であることから、社会及びその構成員について異なる見方をする人が法律家として議論をすることが社会のためになります。

そこで、法科大学院としては、工学部を出て建築の仕事をしたが、法律家になりたいとか、経営学を勉強したが、法律学も勉強し企業の再建に関わりたいとかそういう法律学以外の素養を持った人が進学してくることを期待しています。当初の制度設計と異なり、法科大学院修了後の司法試験合格率は医師国家試験と比べて高くありません。しかし、法律が社会で重要な役割を果たしていることから、法科大学院を修了していることが企業や、官庁の仕事に役立つと言うことで企業の法務関係の担当者としての就職口もあり、また、建築士、税理士、司法書士など様々な仕事につ



いても大いに役立つので、司法試験に合格しなかったとしても法科大学院で勉強する意味はあります。

最後に北海学園大学の法科大学院（北海学園では大学院法務研究科と言います）の宣伝をします。法務研究科は様々な学部を卒業して様々な仕事に就いている人が仕事を辞めなくて法律の勉強をできるように長期履修課程を設けています。長期履修課程は、夜間の講義だけで終了できますが、未修者は4年、既修者は3年となっています。もともと授業料は、標準課程の半額ですので、4年間でも標準課程の2年分の負担で済みます。もちろん、大学の学部を卒業してすぐ標準課程に進学したり、有職者が仕事を辞め退路を断って標準課程に進学することもかまいません。

法律家は様々なスタイルで仕事をするができます。そうして、北海学園大学法務研究科では、様々なスタイルで法律家になる勉強をすることができます。一度法科大学院に進学してみませんか。法律家にならなくても法科大学院で勉強することは無意味ではありません。

オーストリア 図書館紀行

文＝安酸敏眞

(やすかた としまさ／人文学部教授・図書館長)

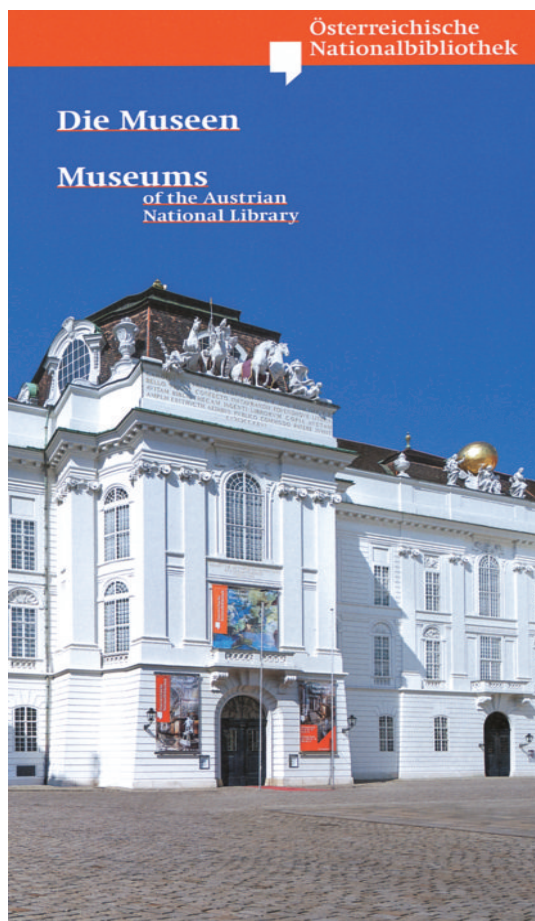
今年の2月の初旬に、学内学術研究（総合研究）の調査のために短期間オーストリアとドイツを訪れたが、折角の機会なので図書館長としての役目も果たすべく、主目的の研究調査の合間を縫って、オーストリアの代表的な図書館を幾つか見学してみた。

最初に訪れたのは、オーストリア国立図書館（Die Österreichische Nationalbibliothek）である。これは

世界遺産のひとつ、ウィーン歴史地区の中心に位置するホーフブルク王宮の一角にある図書館で、かつてはハプスブルク家の宮廷図書館だったものである。「プルンクザール」（「豪華な広間」の意）と呼ばれる絢爛豪華な大広間は、1720年代に皇帝カール6世の命によって、バロック建築の巨匠フィッシャー・フォン・エアラッハ親子によって建造されたものであるが、これは「世界で最も美しい図書館のひとつ」と見なされている。

昨年の9月、科学研究費による研究調査のためにウィーンを訪れた際、実はこの図書館の見学を一度試みていた。しかしその日がたまたま月曜日だったため、あいにく図書館は休館していた（ヨーロッパの美術館や博物館などは、一般的に月曜日が休館日となっている）。諦めきれず翌日（帰国の当日）の午前に、再度訪れることを計画したが、図書館は午前10時にならないと開館しない。空港行きのリムジンバスの時刻表を照合したところ、大きなスーツケースを抱えた状態では、どんなに俊敏に行動したところで、所詮は無理であることがわかった。そこで後ろ髪を引かれる思いでウィーンを後にしたのであった。

それだけに今回は、主目的であったユーデンプラッツ（ユダヤ人広場）のレッシング記念碑の調査を終えると、ただちにホーフブルク王宮に赴いてプルンクザールの内部に足を踏み入れた。2015年2月3日、10時半を少し回った時刻であった。奥行80メートル、高さ20メートルの豪華な大広間には、精緻な金飾が施された大理石の円柱や茶褐色の書架が建ち並び、中央の円天井には美しいフレスコ画が描かれてい





る。楕円形の高窓から差し込む光はやわらかく室内を照らしている。中央の床の上にはカール6世らの大理石の彫像やバロック調の地球儀が置かれている。意外にも写真で見るほど館内は色鮮やかではなく、20万冊ともいわれる古い皮装の書物も色褪せ古びた感じがする。しかしそれでいて全体はかぎりなく美しく静謐だった。

すでに小学生の一行とおぼしき20名ほどのグループが、案内役を兼ねた女教師の詳しい説明に熱心に耳を傾けながら、ホール両翼の書棚に配架された夥しい数の書物と高い天井のフレスコ画を、好奇あふれる真剣な眼差しで眺めていた。英語やドイツ語以外の言語を話す何組かの旅行客もいたが、彼らは一様にこの大広間の偉観に圧倒されている様子だった。もちろんわたしもその一人であった。書物に深くかかわる仕事をしているので、国内外の幾つもの図書館を利用したり見学したりしてきたが、間違いなくこれは自分にとっても圧巻といえる図書館であった。

プルンクザールを含むオーストリア国立図書館全体には、複数の特別コレクションがあり、350万冊以上の書籍や定期刊行物のほか、夥しい数の写本、インキュナブラ（1500年までの印刷本の総称）、古代エジプトのパピルスなど、合計1,000万点を超える所蔵品を誇って

いるという。かつて王侯貴族や聖職者や権力者たちは、図書館やアーカイブズに蓄積された知の遺産を独占することで、権力を確保し続けたといわれるが、ハプスブルク家の王宮図書館であったこの図書館は、間違いなく世界最大かつ最高級の宮廷図書館の有り様を今に伝えるものである。権力と知の不可避的な結びつきをあらためて実感しながら、ホーフブルクを後にした。

つぎに目指したのは、リンクと呼ばれる環状道路の外に位置

するリヒテンシュタイン庭園宮殿の図書館（die Bibliothek im Gartenpalais Liechtenstein）である。1800年にすでに4万冊の冊数を所蔵していた、リヒテンシュタイン侯爵家のこの図書館は、オーストリアでも有数の私設図書館であり、是非とも一目見たいと思って訪れたが、残念ながら休館中で見ることができなかった。もしもう一度ウィーンを訪れる機会があ





ドの方は、「今日はプライベートのツアーガイドですね」と微笑みながら語りかけた。修道院の内部をめぐる約1時間のツアーガイドは、とてもリラックスした有意義なひとときであった。なにせ1対1なので自由に質問もでき、おそらく通

れば、今度は是非とも見学してみたい。

翌日は、ウィーンの西約80キロメートル、ドナウ川沿いのヴァッハー渓谷の断崖にそびえ立メルク修道院図書館（Stiftsbibliothek Melk）を訪れた。メルク修道院（Stift Melk）はその起源を11世紀にまで遡るオーストリア最古のベネディクト派修道院で、その華麗な姿はしばしば「オーストリア・バロックの至宝」と称される。ウィーン西駅からREX（快速電車）に乗って1時間15分、駅を降り立つとすぐ目の前に壮大な建造物が現れた。メルクの町を見下ろす丘の上に圧倒的な存在感をもってそびえているのが、間違いなくメルク修道院にちがいない。11時のガイドツアーを事前にネット予約していたので、遅刻しないように急ぎ足で急な坂道をのぼった。

夏の時期は何万人ものツアー客が訪れるというが、冬のこの時期は訪れる人も少なく、全部で6組くらいのツアー客しかいなかった。しかもわたし以外はすべてドイツ語のツアーガイドを希望したので、英語によるツアーガイドに参加したのはわたしだけだった。真っ赤なオーバーコートに羽織った美しい女性のガイ



常だと聴けないような話もいろいろ聴くことができた。この修道院は設立当初から教育に熱心で、建物の一部は現在もオーストリア屈指のギムナジウムとして使用されており、約900人の男女の生徒が学んでいるそう。彼らは寄宿生活をしているのではなく、毎日自宅から通ってきているのだという。

オーストリア・バロックの至宝といわれるだけに、修道院付属教会の内装はまばゆいほど豪華であった。とはいえ、ガイドの方の説明によれば、大理石の間や教会堂を美しく飾っている大理石の柱は、実は大部分が本物の大理石ではなく、コンクリートの上に漆喰



を塗り、あたかも大理石のごとくに装飾を施した模造品だという。しかし大理石が調達できなかったとか、模造品の方が安かったからではなく、芸術的な観点からこのようなファブリケーションが採用されたのだという。実際、大理石の方がはるかに安く手に入るそうである。自然の造形を超える芸術的な人工物を制作しようとした芸術家兼職人の意気込みに頭が下がる思いがした。ともあれ、この話を聴いてそこにバロック精神の本質が垣間見られるようで、ガイドの方の説明をととても興味深く拝聴した。

修道院の各種の部屋や、そこに陳列されている貴重な歴史的文化財は興味深かったが、わたしにとってやはり目を引いたのは修道院図書館であった。前日にオーストリア国立図書館を見た目には、そこまでの驚きはなかったものの、このバロック建築の二層造りの図書館は、プルンクザールと甲乙つけがたい華麗さと重厚さを誇っていた。プルンクザールではフラッシュを用いなければ写真撮影もOKとのことだったが、ここではいかなる写真撮影も禁止されており、その姿を伝えられないのが少々残念である。

出入り口の中央の扉の脇には、金箔を施した4つの彫像が立っている。それぞれ神学、哲学、医学、法学の学問領域を指し示しているのだという。中世の大



学がこの4つの学部から成り立っていたことを、あらためて想起した。パウル・トローガーという画家によって描かれた大閲覧室の天井のフレスコ画は、信仰を象徴する中央の女性を、「賢明」「公正」「勇気」「節度」を表わす4つの天使たちのグループが取り囲む構図となっている。大閲覧室に隣接する小閲覧室のフレスコ画には、「学問」のアレゴリーが描かれている。この図書館が完成された18世紀には、プロテスタントが支配的な国や地域では、啓蒙主義の運動が強力に推進され、伝統的なキリスト教信仰に対して理性主義（合理主義）が強調されていたが、カトリックが支配的なオーストリアにおいては、壮大華麗なバロック形式でもってキリスト教信仰と学問との調和・統合が主張されていたことを、オーストリアが世界に誇る二

つのバロック建築の図書館見学を通じて、あらためて再認識させられた。「このあたりは夏の時期が本当に素晴らしいので、今度は是非夏に訪れてください」というガイドの方の言葉に、本当に夏にもう一度訪ねてみたいと思った。

REXに乗ってメルクから再びウィーンに戻って最後に訪れたのは、ウィーン大学図書館（Universitätsbibliothek Wien）である。ウィーン大学を訪れた



のはこれで3度目であるが、図書館を見学したことはまだ一度もなかった。オーストリア国立図書館もメルク修道院図書館も、もちろん現在でも利用されている図書館ではあるが、実際の・日常的な利用価値よりはむしろ歴史的文化財としての価値の方がはるかに高いといえるであろう。これに対してウィーン大学図書館は、全世界の大学図書館と同様、日々学生によって利用されている図書館であり、現在本学の図書館長を仰せつかっている自分としては、こちらにも大いに興味があった。

図書館は、ショットtentオーアの市電の停留所に隣接したメインキャンパスの建物の一角にあり、冬学期の最中だったこともあり学生で賑わっていた。ウィーン大学は1365年に創立されたので、中欧でも最も由緒ある大学の一つである。ボローニャやパリ、オックスフォードやケンブリッジには後れを取るものの、プラハと並んで中欧で一二を争う古さを誇っている（ちなみに、ドイツで一番古いハイデルベルク大学の創立は1385年である）。メインキャンパスの堂々たる建物のなかにある現在の中央図書館は、1884年に建てられたものだという。

本学の母胎となっている「北海英語学校」が産声を上げたのが明治18年、西暦でいうとちょうど1885年に相当するので、ウィーン大学の現在の中央図書館はそれよりも一年早く建てられたことになる。したがって130年の歴史を有しているので、この間に内装を含め何度かのリフォームを経験しているであろうが、重厚さと機能性を兼ね備えた素晴らしい図書館であると思った。入口のカウンターの女性に、日本からやって来た大学教授だと告げると、「どうぞ自由にお入り下さい」と、身分証の提示も求めずに入館を認めてくれた。閲覧室は四方とも二階の天井近くまでぎっしりと書物が配架されており、そのなかで学生たちが真剣に学んでいる姿を見て、大学図書館は本来こうでなければならない、しかし本学の現状はどうであろうか、と自問した。もちろんPCを持ち込んでいる学生も少なからずいて、古い歴史と伝統のなかにも現代的感覚が息づいている。ここの図書館には現在、700万冊の書物と62,000冊のe-ジャーナル、1,300のデータベース、47,000冊のe-ブックが所

蔵されており、登録された利用者数は76,400人ほどだという。いずれをとっても本学の図書館とは比べ物にならないが、やはり図書館は大学の顔である。ひとは大学図書館を訪れてみれば、その大学がどの程度かおおよそ見当がつく。派手な広報や宣伝、人目を引く建物などよりも、知の宝庫であり拠点としての大学図書館の位置づけと、そこで勉強している実際の学生たちの姿こそが、その大学の良否をよく示していよう。いずれにせよ、われわれは図書館の整備と改良にもっと意を用いなければならない。学生たちが利用したくなり、また誇りに思えるような図書館、そういう図書館を目指してもっと頑張る必要がある。

今回の旅は、図書館見学が主目的ではなかったが、にもかかわらず、オーストリアの代表的な図書館を三つも訪れることができたことは、実に貴重な体験であった。今後この体験を本学の図書館の充実化のために大いに生かしていきたいものである。



私が薦める
この1冊

喜多川 泰 著

『手紙屋』

(ディスカヴァー・トゥエンティワン、2007年)

文= **大石 雅也**

(おいしい まさなり／経営学部准教授)

日常的に、私の研究室には比較的多くの学生さんが遊びに来てくれます。もちろん、その大半は私のゼミ生なのですが、ただ私の授業を受けたことがあるとか、友達・先輩に紹介されたなどといった繋がり訪ねてきてくれる人もたくさんいます(ただ、最近は「恐い先生」というイメージがついたのか、少し減ってきたような気もしますが…)。この『手紙屋』を紹介してくれた彼女も、そんな他ゼミに所属する学生さんでした。

私は経営学部で「人的資源管理」という科目を担当しています。そこでは主にサラリーマンの働き方にまつわる話をしており、大学生の就職活動や就職後のキャリアについて触れる機会がたくさんあります。その結果、研究室での学生さんとの話題も就職に関することが中心になっていきます。件の彼女とも、就職について色々と話したものです。そして何度目かの対談の際、私の就職観、あるいは就職活動のあり方のようなものを語ってい

たときに、「同じようなことを言っている本がある」と、この本を教えてくれたのでした。

私は、大学生の皆さんには、就職(企業から内定を貰うこと、公務員採用試験に合格すること)をゴールにして欲しくない、就職はあくまで通過点でしかないということをしつかりと認識して欲しい、と強く思っています。大切なのは、自分がどういう生き方をしていきたいのか・どういう人間になりたいのかであって、就職することとは、単にそれらを実現させるためのツールでしかない、と考えているからです。

この本は、就職に際して大学生が考えておくべきことを、主人公と「手紙屋さん」との手紙のやり取りという形で、分かりやすく語ってくれます。早ければ早いほど良いです。是非、手に取って読んでみて下さい。私なんかと話すより、よほど良いアドバイスを貰えると思いますよ。

私が薦める
この1冊

米原万里 著

『マイナス 50℃の世界』

(清流出版、2007年)

文= **川田 裕之**

(かわた ひろゆき／図書館職員)

本書は、北国に住んでいる私たちでも想像がつかない、極寒の世界を紹介しています。「毎日小学生新聞」に連載された記事を中心に纏めた内容は子供向きに書かれており、サクサク読めば1時間とかからず読了できますが、その内容は驚きで溢れていて大人が読んでも十二分に楽しめます。

場所はヤクート自治共和国(現ロシア連邦サハ共和国)。「マイナス39度なんて、こんな暖かい日は久しぶりです。」という彼の地では、排気ガスや息等の水分が凍って霧になる「居住霧」が発生し、すぐ先も見えなくなったり、ビニールやプラスチック

クなどの石油製品は、破けてヒビが入りコナゴナにくずれてしまいます。そんな過酷な土地でも人は定住しているのです。新しく開発された(と、いつても1950年代ですが)工法で永久凍土の土地にもアパートを建築し、また木造平屋の住宅でも構造を工夫し、暖かさを保っています。

極限の地でも根を張って生活している、そんな人たちの生活を読むと、人間という種の逞しさに圧倒されます。掲載されている写真も美しく、お薦めの1冊、機会があれば読んでください(現在、文庫(角川ソフィア)で出版されています)。

続 中井龍の てなもんや中国留学記

文＝中井龍

(なかい りょう／図書館職員)

金無い、友達いない、中国語大してしゃべれないから始まった中国留学でしたが、半年を越えたあたりから金無い以外はなんとかなるようになりました。今回は旅の話の一つ。2011年の旧正月（春節）は、河南省登封の少林寺と洛陽の白馬寺、龍門石窟に行きました。エアコンが壊れ、シャワーの水量がジョー口並みであったことを除くとホテルはまあまあ。なんせ一泊80元だし。（1元当時15円）先人たちが苦労して造り上げた建物等にはただただ感動！！素晴らしい。♪～大きいことはいいことだ～♪。（…引用元森永エールチョコ1967年）。1週間滞在し、満足して大学宿舎までのバスのチケットを買いに売り場に行くと、そこには長蛇の列が。。。民族の大移動（中国編）が繰り広げられていたのです。窓口のおばちゃん

に行き先を伝えると、返ってきた言葉は「没有（無い）」（えっ、まじ？）途方に暮れていると、「ここから100キロ先のA町なら、チケットあるかも」との優しい言葉。その町に行くバスにすぐさま飛び乗り、到着したら売り場まで猛ダッシュしました。何とかチケットをゲットし、待合室でバスを待っていると一台のすてきな小型バス登場。運転手が目的地を方言混じりで叫ぶやいなや、私は50人近い乗客と共にバスを目指して走る、走る、走る。疲労がピークの中、定員無視のバスに10時間立ちっぱなしでなんとか大学の宿舎に戻ったのでした。私の旧正月（春節）の観光は、体は脱兎の如く、形相は阿修羅の如く。「タフでなければ生きて行けない。柔軟な思考が無ければ生きていく資格がない」…野性の証明が中国でした。

編集後記

新入生の皆さん、ようこそ北海学園大学へ！！

大学は、いままで皆さんが過ごしてきた高校とは全くといっていいほど環境が変わります。大学の講義時間は90分もありますし、欠席したからといってすぐに担任の先生から怒られることもない、というか、そもそも担任の先生などいませんし。と、いうことでルーズに流され大学に行かなくなると、とんでもないことになるのでご注意ください！

さて、講義の合間の空き時間が、これがまた長かったりするのですが、その間どうしようか？サークルに入って、部室で過ごそうかな…。そんなときはぜひ図書館へお越しください。DVDやBlu-rayを借りて図書館内で見ることができますし（館外への持出しは禁止）、雑誌のコーナーもあり、新聞も様々な種類を揃えています。

もちろん、多くの専門書がありますので、日々の予習・復習、レポート作成、試験勉強にもご利用ください。豊平校舎図書館は月曜から土曜まで、9:00から22:00まで（1階は22:30まで）開館しています。詳しくは、入学式時に配布した「**図書館利用案内**」を読んでください。

皆さん（新入生・在学生）の学生生活が、実り多きものでありますように。

皆さまからの、本冊子に対するご感想を下記のアドレス宛にお寄せください。今後の内容充実のために活用させていただきます。

なお、お寄せいただいたご意見・ご感想についての回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

✉ lib@tyhr.hokkai-s-u.ac.jp

北海学園大学附属図書館報 図書館だより 第37巻1号（通巻210号）

本館 〒062-8605 札幌市豊平区旭町4丁目1番40号 工学部図書室 〒064-0926 札幌市中央区南26条西11丁目1番1号
TEL (011) 841-1161 印刷所：(株) アイワード